

石川県道路鉄道連絡部会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「石川県道路鉄道連絡部会」（以下、「部会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 部会は、道路法施行規則の一部を改正する省令（平成28年国土交通省令第76号）に基づき設置し、石川県道路メンテナンス会議規約第4条5項の規定の専門部会に位置付けるもので、鉄道を跨ぐ道路橋（以下、「施設」という。）の点検や修繕等について、相互に連絡・調整、情報共有を行うことにより、必要な事項について円滑な協議に努めることを目的とする。

(協議事項)

第3条 部会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 施設の保全等に係る意見調整・情報共有に関すること。
- (2) 施設の点検、修繕等の把握・調整に関すること。
- (3) 施設の技術基準類等の共有に関すること。
- (4) 施設の老朽化対策、耐震対策の理解促進に関すること。
- (5) その他、施設の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする。)

(組 織)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するため、対象施設の管理者及び部会が必要と認めるもので組織する。

2. 部会には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長、副会長は北陸信越運輸局鉄道部技術課長、石川県土木部道路整備課長及び中日本高速道路会社金沢支社金沢保全・サービスセンター所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 部会の構成は、「別表-1」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
5. 部会には、「幹事会」を置くものとし、構成は「別表-2」のとおりとする。

(会議の開催)

第5条 会議は年に1回を基本として、必要に応じて適宜開催する。

(幹事会)

第6条 幹事会は、幹事長の招集により開催するものとし、次の事項について調整する。

- (1) 部会の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整。
- (2) 部会における協議議題の調整。
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整。
- (4) その他、部会の運営に際し必要となる事項の調整。

(事務局)

第7条 部会の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所、国土交通省北陸信越運輸局鉄道部、石川県土木部及び中日本高速道路株式会社金沢支社に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、部会の審議・承認を得て行うことができる。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 2月 9日から施行する。

【平成29年 2月 9日承認】

一部改正【平成30年 3月23日承認予定】

石川県道路鉄道連絡部会 名簿

	所 属	役 職
会長	国土交通省北陸地方整備局	金沢河川国道事務所長
副会長	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部	技術課長
副会長	石川県土木部	道路整備課長
副会長	中日本高速道路株式会社金沢支社	金沢保全・サービスセンター所長
	国土交通省北陸地方整備局	地域道路課長
	国土交通省北陸地方整備局	道路管理課長
	国土交通省北陸地方整備局	北陸技術事務所長
	石川県土木部	次長兼道路建設課長
	中日本高速道路株式会社金沢支社	企画統括チーム チームリーダー
	金沢市	土木局長
	七尾市	建設部長
	小松市	都市創造部長
	加賀市	建設部長
	羽咋市	地域整備課長
	かほく市	産業建設部長
	白山市	建設部長
	能美市	産業建設部長
	野々市市	産業建設部長
	津幡町	産業建設部長
	宝達志水町	地域整備課長
	穴水町	基盤整備課長
	西日本旅客鉄道(株)金沢支社	企画課長
	日本貨物鉄道(株)関西保全技術センター	所長
	北陸鉄道(株)鉄道部	課長
	のと鉄道(株)鉄道部	工務課長
	IRいしかわ鉄道(株)運輸部	施設課長
事務局	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所	
	国土交通省北陸信越運輸局鉄道部	
	石川県土木部	
	中日本高速道路株式会社金沢支社	

※本年度修正分の役職を朱書きしています。